

施設・設備整備事業の概要（病院関係）

①【医療提供体制 施設整備交付金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
1	病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	病院群輪番制病院、共同利用型病院の施設整備	病院群輪番制病院等として必要な各部門の新築、増改築 150㎡（特別の理由がある場合、300㎡を限度）×558,000円 加算 CCU整備、SCU整備：1床当たり15㎡（2床を限度）	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
2	救急ヘリポート施設整備事業	入院を要する（第二次）救急医療体制病院へのヘリポート整備	入院を要する（第二次）救急医療体制病院へのヘリポート整備 1医療機関当たり 78,720千円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
3	救命救急センター施設整備事業	救命救急センターとして必要な部門の新築、増改築	病棟、診療棟等 基準面積×558,000円 基準面積 2,300㎡ 30床未満の場合、1床当たり30㎡を減じるものとし、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合、1床当たり(4床を限度)15㎡を加算し、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合、1床当たり(6床を限度)15㎡を加算し、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合、1床当たり(4床を限度)15㎡を加算し、重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合、1床当たり(4床を限度)15㎡を加算する ヘリポート 1医療機関当たり 125,436千円 脳卒中専用病室(SCU) 基準面積×558,000円 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数(4床を限度) 小児救急専門病床(小児専門集中治療室) 基準面積×558,000円 基準面積 15㎡×小児救急専門病床数(6床を限度) 心臓病専用病室(CCU) 基準面積×558,000円 基準面積 15㎡×心臓病専門病床数(4床を限度) 重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室) 基準面積×558,000円 基準面積 15㎡×重症外傷専門病床数(4床を限度) 補強が必要と認められるもの 2,300㎡×108,900円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者

事業名		事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
4	小児救急医療拠点病院施設整備事業	小児救急医療拠点病院として必要な部門の新築、増改築	小児重症救急患者の入院を要する(第二次)救急医療機関として必要な小児科診療部門(診療室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室等)、小児専用病室等を設けるものとする。	150 m ² ×558,000 円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
5	小児集中治療室施設整備事業	小児集中治療室の施設整備	小児集中治療室病床を 6 床以上有し、独立した看護単位を有すること	1 医療機関当たり 基準面積 (20 m ² ×小児集中治療室病床数) ×558,000 円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
6	小児医療施設施設整備事業	小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行う小児医療施設の整備	小児医療施設として必要な施設(診療棟、小児専用病棟)の整備	800 m ² ×基準単価 基準単価 病棟 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 診療棟 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
7	周産期医療施設施設整備事業	出産前後の母体、胎児及び新生児の一環した管理を行う母体・胎児集中治療管理室及び産科区域の整備	周産期医療施設として必要な周産期専用病棟(母体・胎児集中治療管理室を含む。)の整備 病棟等の感染対策に係る産科区域の整備	MFICU 整備 300 m ² ×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 産科区域整備 対象面積 1 m ² ×309,900 円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【地域周産期母子医療センター等】
8	地域療育支援施設施設整備事業	地域療育支援施設の施設整備	・専用病床を 2 床以上(10 床以内)有すること ・家族がスムーズに在宅医療等へ移行できるよう家族同室で指導できる個室を備えること	基準面積(1 床当たり 130 m ² (10 床を限度))×基準単価 基準単価 病棟 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 診療棟 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円	0.5 (国 0.5)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
9	共同利用施設施設整備事業	共同利用施設、地域医療支援病院の共同利用部門として必要な特殊診療棟、開放型病棟の新築、増改築	共同利用施設 ・高額医療機器の共同利用を実施 ・共同利用施設運営委員会設置 ・圏域内医師会の同意等 地域医療支援病院の共同利用部門 ・医療法等の規定に基づき、共同利用を実施	特殊診療棟 300 m ² ×基準単価 開放型病棟 一般病床数×1 床当たり基準面積×基準単価 1 床当たり基準面積 耐火構造：13.88 m ² ブロック・木造：12.56 m ² 基準単価 病棟 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 診療棟 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円	0.33 (国 0.33)	厚生労働大臣の認める者(公的団体を除く)

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
10	医療施設近代化施設整備事業	精神病棟の老朽化等による建替等 ・ 築後概ね 30 年以上経過 ・ 整備後の 1 床ごとの病室面積を 6.4 m² (改修 5.8 m²) 以上、1 床当たりの病棟面積 18 m² (改修 16 m²) 以上確保 ・ 整備病棟の病床数を 20%削減。ただし、一定の政策医療を実施している場合は、病床過剰地域→10%削減、病床非過剰地域→削減不要（整備完了後においても増床しないこと）	精神病棟 基準面積(①+②)×基準単価 基準面積 ① 病棟整備 ア 病室面積 6.4 m²以上 →25 m²×整備後の整備区域病床数 イ 病室面積 5.8 m²以上 →22 m²×整備後の整備区域病床数 ② 加算条件該当の場合 ア 整備区域病床数を 20%以上削減 →25 m²×整備後の整備区域病床数 イ 整備区域病床数を 20%未満削減 →15 m²×整備後の整備区域病床数 基準単価 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 加算 電子カルテシステム整備 1 床当たり 605 千円× 整備後の整備区域病床数	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
		結核病棟改修等 ・ 感染症指定医療機関であること ・ 築後概ね 30 年以上経過 ・ 整備後の 1 床ごとの病室面積を 6.4 m² (改修 5.8 m²) 以上、1 床当たりの病棟面積 18 m² (改修 16 m²) 以上確保 ・ 整備病棟の病床数を 10%削減。ただし、病床非過剰地域に所在する病院又は県内の他の病院で同規模の削減が可能な場合、削減不要（整備完了後においても増床しないこと）	結核病棟 基準面積(①+②)×基準単価 基準面積 ① 病棟整備 ア 病室面積 6.4 m²以上 →25 m²×整備後の整備区域病床数 イ 病室面積 5.8 m²以上 →22 m²×整備後の整備区域病床数 ② 陰圧化等空調整備 15 m²×整備後の整備区域の病床数 基準単価 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円		

事業名		事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
11	地域災害拠点病院施設整備事業	地域災害拠点病院の施設整備	地域災害拠点病院として必要な新築、増改築及び既存建物の補強	(1)補強が必要と認められるもの ((2)を除く工法によるもの) 2,300 ㎡×108,900 円 (2)上記補強を免震化工法により実施する場合 2,300 ㎡×119,830 円 (3)耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 ((4)を除く工法によるもの) 2,300 ㎡×517,800 円 イ上記補強を免震化工法により実施する場合 2,300 ㎡×569,660 円 備蓄倉庫 1 医療機関当たり 60,434 千円 自家発電装置 1 医療機関当たり 196,311 千円 受水槽 1 医療機関当たり 180,908 千円 ヘリポート 1 医療機関当たり 104,292 千円 給水設備 1 医療機関当たり 85,071 千円 燃料タンク 1 医療機関当たり 39,231 千円	0.33 (国 0.33) 耐震化に伴う補強が必要と認められるもの、及び受水槽、給水設備は 0.5 (国 0.5)	県知事の要請を受けた災害拠点病院で、厚生労働大臣の認める者
12	災害拠点精神科病院施設整備事業	災害拠点精神科病院の施設整備	災害拠点精神科病院として必要な新築、増改築及び既存建物の補強	(1)補強が必要と認められるもの ((2)を除く工法によるもの) 2,300 ㎡×108,900 円 (2)上記補強を免震化工法により実施する場合 2,300 ㎡×119,830 円 (3)耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 ((4)を除く工法によるもの) 2,300 ㎡×517,800 円 (4)上記補強を免震化工法により実施する場合 2,300 ㎡×569,660 円 自家発電装置 1 医療機関当たり 196,311 千円 受水槽 1 医療機関当たり 181,985 千円 給水設備 1 医療機関当たり 85,071 千円 燃料タンク 1 医療機関当たり 39,231 千円	0.33 (国 0.33) 耐震化に伴う補強が必要と認められるもの、及び受水槽、給水設備は 0.5 (国 0.5)	県知事の要請を受けた災害拠点精神科病院で、厚生労働大臣の認める者
13	特殊病室施設整備事業	骨髓移植施設等における無菌室を整備するための施設整備	特殊病室（無菌室）として必要な施設整備	1 室当たり 79,531 千円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者

事業名		事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
14	治験施設施設整備事業	治験施設として必要な治験専門外来、治験管理部門の整備	厚生省令に従った治験の実績が相当数あり、施設の拡充整備を行うことにより、より一層治験の遂行が図れること	基準面積×基準単価 基準面積 ・治験専門外来 100 m ² ・治験管理部門 75 m ² 基準単価 治験専門外来 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 治験管理部門 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円	0.33 (国 0.33)	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く）
15	医療施設土砂災害防止施設整備事業	医療施設の耐震化又は補強等の整備	土石流危険区域等、又は危険地域等外でも土砂災害の影響が及ぶ可能性がある地域の医療施設の外壁補強、防護壁設置等	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの 1 か所当たり 86,011 千円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
16	医療施設等耐震整備事業	医療施設の耐震化又は補強等	補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備	(1)補強が必要と認められるもの ((2)を除く工法によるもの) 2,300 m ² ×108,900 円 (2)上記補強を免震化工法により実施する場合 2,300 m ² ×119,830 円 (3)耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等 ((5)を除く工法によるもの) 2,300 m ² ×517,800 円 (4)耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く） ((5)を除く工法によるもの) 2,300 m ² ×517,800 円 (5)(3)及び(4)の補強を免震化工法により実施する場合 2,300 m ² ×569,660 円 平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 1111 号）第 2 条に基づいて、知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 (1)補強が必要と認められるもの 2,300 m ² ×108,900 円 (2)上記補強を免震化工法により実施する場合 2,300 m ² ×119,830 円	0.5 (国 0.5)	厚生労働大臣の認める者（Is 値 0.3 未満の建物の耐震化整備に限り、公的団体も実施主体となり得る）
17	アスベスト除去等整備事業	アスベスト等の除去等の施設整備	アスベスト等の除去等に必要な施設整備	1 m ² 当たり 61,000 円×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者

事業名		事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
18	医療機器管理室施設整備事業	医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室の整備	・地域における中核的な医療機関であること ・臨床工学技士等による管理体制の整備	80 m ² ×558,000 円	0.33 (国 0.33)	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く）
19	地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する病院の施設整備	・省エネに関する規程等の策定 ・整備の結果、法に規定する温室効果ガス総排出量の減少が見込まれること ・屋上等に太陽電池・太陽熱給湯器の設置、建物の壁面や屋上等の緑化、高効率熱源機器の導入など	1 医療機関当たり 117,856 千円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
20	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	看護師の特定行為研修の実施に必要な施設整備	80 m ² ×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 木造：362,000 円	0.5 (国 0.5)	公的団体、厚生労働大臣の認める者

事業名		事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
21	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備及び給水設備の整備	非常用自家発電設備（燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による備電機能を有するもの）、給水設備（受水槽又は地下水利用のための設備）の病院の診療機能を3日程度維持するために必要な整備	・非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 196,311 千円 ・受水槽 1 医療機関当たり 180,908 千円 ・給水設備 1 医療機関当たり 85,071 千円 ・燃料タンク 1 医療機関当たり 39,231 千円	0.33 (国 0.33) 受水槽、 給水設備 は 0.5 (国 0.5)	・地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の設置する病院の開設者 ・救命救急センター、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、休日夜間急患センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設の開設者（地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会を除く）

事業名		事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
22	医療施設 浸水対策 事業	医療施設の浸水対策に係る止水板等の設置、医療用設備の移設及び電気設備の移設	・医療用設備（建物と一体として整備を行う必要のあるもの）、電源設備（受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等）の想定浸水深または基準水位以上への移設 ・止水板（浸水に耐える材質で取り外し、移動又は開閉が可能なもの）の設置 ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置	・医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 55,400 千円 ・電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 43,717 千円 ・止水板もしくは防水壁の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 77,867 千円 ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 30,326 千円	0.33 (国 0.33)	救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、休日夜間急患センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者

②【医療施設等 施設整備費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
1	研修医のための研修施設整備事業	研修棟として必要な部門の新築、増築及び改築	研修棟として必要な部門（講義室、討議室、図書・視聴覚部門、仮眠室、管理部門、倉庫等）の整備 基準面積（研修医数×30 ㎡（1,000 ㎡を限度））×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 木造：362,000 円	1/2 (国 1/2)	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く） 【臨床研修指定病院】
2	臨床研修病院施設整備事業	外来診療棟の拡充整備に係る新築、増築及び改築	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るための外来診療棟の拡充整備（ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。） 500 ㎡×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円	1/2 (国 1/2)	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く） 【臨床研修指定病院】

事業名		事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
3	へき地医療拠点病院施設整備事業	へき地医療拠点病院として必要な部門の新築、増築及び改築	へき地医療拠点病院の診療機能を高めるとともに、へき地地域からの入院患者の受け入れに応じるための病棟、検査、放射線、手術部門及び医師住宅を設けるものとする。	基準面積×基準単価 基準面積 診療部門 1,000 m ² 医師又は歯科医師住宅 1戸当たり 80 m ² (2戸を限度) 基準単価 病棟 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 診療棟 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 医師住宅 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 木造：362,000 円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	県知事の指定を受けた者 【へき地医療拠点病院】
4	医師臨床研修病院研修医環境整備事業	臨床研修医の宿舎の整備	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舎の整備 (バルコニー、廊下、階段等共通部分も含む)	基準面積(研修医数×20 m ²)×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 木造：362,000 円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	厚生労働大臣の認める者(公的団体を除く) 【臨床研修指定病院】
5	離島等患者宿泊施設整備事業	離島等患者宿泊施設として必要な宿泊施設の増築、改築及び改修	・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合は光熱水費等の実費程度とすること ・設置場所が病院の敷地内(隣接地)であること ・居室が個室であること	基準面積(室数×40 m ² (8室を限度))×843 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
6	院内感染対策施設整備事業	院内感染に適切に対応するための病室の個室化、空調設備の整備	・院内感染対策講習会に参加する等の積極的取り組み ・個室整備に必要な設備(バス、トイレ等)を設置	1室当たり 38,109 千円 加算 空調設備(空気清浄度クラス1万以上)整備 40,354 千円	1/3 (国 1/3)	厚生労働大臣の認める者(公的団体を除く)
7	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	地震等で倒壊の危険性があるブロック塀の改修及び他の材料を用いた塀への建替等の施設整備	敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等	対象の長さ 1 m×104 千円 (30mを上限とする。)	1/3 (国 1/3)	病院の開設者

③【医療提供体制 推進事業費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
1	病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	病院群輪番制病院等として必要な医療機器の整備	医療機器 22,000 千円 (特別に必要な場合、110,000 千円を限度) 心臓病専用医療機器 6,285 千円 脳卒中専用医療機器 6,285 千円 心電図受信装置 2,774 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者】
2	救命救急センター設備整備事業	救命救急センターとして必要な医療機器等の整備 ・救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等を備えるものとする。また、必要に応じ、急性期の重篤な心臓病、脳卒中の救急患者、小児重症患者及び重症外傷患者の治療等に必要専用医療機器を備えるものとする。 ・必要に応じ、ドクターカー及び病院救急車を有するものとする。 ・救急救命士への必要な指示ができるよう、必要に応じ心電図受信装置を備えるものとする	1～5 の合計額 1 医療機器(2～5 を除く) 1 か所当たり 256,300 千円 (30 床未満の場合、1 床当たり 8,470 千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合、1 か所当たり 44,000 千円を加算することができる) 2 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円 3 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円 4 小児救急専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円 5 重症外傷専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円 ドクターカー 1 か所当たり 58,737 千円 心電図受信装置 1 か所当たり 2,774 千円 無線装置 1 か所当たり 1,100 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3) ※無線装置のみ、補助率 10/10 ※ドクターカーの補助率 1/2	公的団体、厚生労働大臣の認める者【県知事の要請を受けた病院の開設者】
3	高度救命救急センター設備整備事業	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷等の特殊疾病患者用医療機器の整備	広範囲熱傷用医療機器 1 か所当たり 88,000 千円 指肢切断用医療機器 1 か所当たり 8,542 千円 急性中毒用医療機器 1 か所当たり 32,039 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【県知事の要請を受けた病院の開設者】
4	病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業	病院救急車及び病院救急車に搭載する医療機器等の整備	第二次救急医療機関として必要な診療機能及び病院救急車を確保するものとする。	1/2 (国 1/2)	地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が認める者
5	病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業	病院救急車の運転手を確保する	病院救急車を運行する為に必要な運転手及び医療従事者を確保し、運航体制を整備していること。	1/2 (国 1/2)	地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が認める者
6	小児救急医療拠点病院設備整備事業	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の整備	小児重症救急患者の入院を要する(第二次)救急医療機関として必要な医療機器等を備えるものとする。	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【県知事の要請を受けた病院の開設者】

事業名		事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
7	小児集中治療室設備整備事業	小児集中治療室として必要な医療機器等の整備	小児集中治療室として必要な医療機器等の整備	1 か所当たり 11,550 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者【県知事の要請を受けた病院の開設者】
8	小児救命救急センター設備整備事業	小児救命救急センターとして必要なドクターカーの整備及びドクターカーに搭載する医療機器等の整備	ドクターカーの整備及びドクターカーに搭載する医療機器等の整備	1 か所当たり 32,039 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
9	小児救急遠隔医療設備整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピューター機器等の整備	小児救急遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等のコンピューター及び付属機器等の整備	1 か所当たり 支援側医療機関 25,073 千円 依頼側医療機関 病院 29,159 千円 診療所 23,104 千円	3/4 (国 1/2) (県 1/4)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
10	小児医療施設設備整備事業	小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行うための医療機器等の整備	小児医療施設として必要な設備（保育器、新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置等）の整備	1 か所当たり 26,400 千円 NICU 加算 9,900 千円 + NICU 病床 × 1,650 千円（16,500 千円を限度）	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
11	周産期医療施設設備整備事業	母体・胎児集中治療管理室、ドクターカーを整備	母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器等並びにドクターカー及び当該車両へ搭載する医療機器等の整備	医療機器 31,975 千円 ドクターカー 32,039 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【周産期母子医療センター】
12	地域療育支援施設設備整備事業	地域療育支援施設として必要な医療機器等の整備	地域療育支援施設として必要な呼吸管理を行うための医療機器等の整備	1 か所当たり 3,300 千円 × 病床数（10 床分を限度）	(国 1/2) (県 1/2 以内)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
13	共同利用施設設備整備事業	共同利用施設、地域医療支援病院の共同利用部門として必要な医療機器の整備	共同利用施設 ・高額医療機器の共同利用を実施 ・共同利用施設運営委員会設置 ・圏域内医師会の同意等 地域医療支援病院の共同利用部門 ・医療法等の規定に基づき、共同利用を実施	1 か所当たり 220,000 千円	厚生労働大臣が認める者 1/3 (国 1/3) 地域医療支援病院 2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者（地域医療支援病院の共同利用部門に限り、市町も実施主体となり得る）
14	地域災害拠点病院設備整備事業	地域災害拠点病院として必要な医療機器等、緊急車両、訓練用資器材の整備	地域災害拠点病院として必要な医療機器等、緊急車両、訓練用資器材の整備	1 か所当たり 医療機器等 19,224 千円 緊急車両 31,865 千円 (外部給電器を購入する場合は、2,200 千円)	2/3 (国 1/3) (県 1/3) 医療機器以外は 1/3 (国 1/3)	県知事の要請を受けた災害拠点病院で、厚生労働大臣の認める者
15	NBC 災害・テロ対策設備整備事業	NBC 災害・テロ被害者の診断等に必要な設備の整備	NBC 災害・テロ被害者の診断等に必要な医療機器等の整備	1 か所当たり 33,762 千円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者【救命救急センター、災害拠点病院】

事業名		事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
16	災害拠点精神科病院等設備等整備事業	災害拠点精神科病院及び日本D P A T を有する病院において日本D P A T の活動に必要な設備等の整備	・広域災害・救急医療情報システム及び必要な設備等の整備 ・日本D P A T の携行式の応急用医療資器材、応急医療品、衛星電話等	1 か所当たり 8,676 千円	1/2 (国 1/2)	県知事の要請を受けた災害拠点精神科病院及び日本D P A T を有する病院で、厚生労働大臣の認める者
17	医療施設等非常用通信設備整備事業	災害時に傷病者の受入れの中心となる医療機関として、非常用通信設備の整備	衛星携帯電話や衛星データ通信等、非常用通信設備の整備	1 か所当たり 741 千円	国 1/3	公的団体、厚生労働省大臣の認める者【救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域医療支援病院】
18	災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関として、必要な診療設備等の整備	・災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の整備 ・緊急車輛（緊急車輛に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の整備	1 か所当たり 医療機器等 19,224 千円 緊急車両 31,685 千円	国 1/3	県知事と災害・感染症医療業務従事者の派遣に関する協定を締結している医療機関で厚生労働大臣の認める者
19	人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置不足地域への人工腎臓装置の整備	・人工腎臓不足地域単位に、単身用は患者 2 人に 1 台、多人数用は患者 8 人に 1 台を整備 ・更新のみ（新規又は増設がなく設置台数が増加しないもの）の整備については、対象外とする。	1 か所当たり 多人数用 14,080 千円 単身用 7,150 千円	1/3 (国 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
20	院内感染対策設備整備事業	院内感染に適切に対応するための自動手指消毒器の初度整備	・病院群輪番制病院等の政策医療実施病院等 ・院内感染対策講習会に参加する等の積極的取り組み	1 か所当たり 50 床未満 1,066 千円 100 床未満 1,386 千円 200 床未満 2,243 千円 300 床未満 3,416 千円 300 床以上 4,590 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
21	内視鏡訓練施設設備整備事業	内視鏡訓練施設の設備整備	内視鏡手術の研修に必要な機器の整備	1 か所当たり 220,000 千円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	公的団体、厚生労働大臣の認める者

④【医療施設等 設備整備費補助金】

事業名		事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
1	へき地患者輸送車(艇)整備事業	へき地の患者を最寄医療機関まで輸送するための患者輸送車及び患者輸送艇の整備	1 患者輸送車 整備しようとする場所を中心とする概ね半径4kmの区域内に医療機関がなく、区域内の人口が原則として50人以上であり、当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して15分以上を要する地域であること 2 患者輸送艇 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」であって、1に定める要件に該当する地域であること	患者輸送車 ・マイクロバス 1台当たり 2,829千円 ・ワゴン車 1台当たり 1,474千円 患者輸送艇 1隻当たり 10,198千円	市町、 公的団体 1/2 (国 1/2) へき地医療拠点病院等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者 へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた病院
2	へき地巡回診療車(船)整備事業	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	巡回診療車 1台当たり 1,426千円 巡回診療用雪上車 1台当たり 4,241千円 巡回診療船 1隻当たり 9,081千円 (中型の場合、24,982千円)	市町、 公的団体 1/2 (国 1/2) へき地医療拠点病院等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者 へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた病院
3	へき地医療拠点病院設備整備事業	へき地医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器等の整備	へき地医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器を備えるものとする。	医療機器 1か所当たり 55,000千円 歯科医療機器等 1か所当たり 27,500千円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	県知事の指定を受けた者 【へき地医療拠点病院】
4	遠隔医療設備整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピューター機器等の整備	・病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関へ伝送し、専門医の助言を得る為の整備 ・患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う為の整備	遠隔画像診断装置 ・支援側医療機関 遠隔病理診断 4,598千円 遠隔画像診断 16,390千円 ・依頼側医療機関 遠隔病理診断 14,198千円 遠隔画像診断 14,855千円 オンライン診療装置 2,660千円 遠隔手術指導 5,580千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
5	臨床研修病院支援システム設備整備事業	臨床病理検討会の適切な開催に必要な設備整備	臨床病理検討会の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の整備	1か所当たり 支援側医療機関 7,857千円 依頼側医療機関 7,857千円	1/2 (国 1/2)	厚生労働大臣の認める者 【臨床研修指定病院】

事業名		事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
6	へき地・離島診療支援システム設備整備事業	へき地・離島における診療支援に必要な設備整備	支援側 へき地医療拠点病院、その他厚生労働大臣が認める者 依頼側 へき地診療所等	1 か所当たり 支援側医療機関 7,857 千円 依頼側医療機関 7,857 千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
7	離島等患者宿泊施設設備整備事業	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な設備整備	・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合は光熱水費等の実費程度とすること ・設置場所が病院の敷地内(隣接地)であること ・居室が個室であること	1 室当たり 233 千円 (8 室を限度)	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
8	遠隔 ICU 体制整備促進事業	遠隔 ICU の体制整備	遠隔 ICU 体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入等	1 か所当たり 支援側医療機関 120,000 千円 依頼側医療機関 60,000 千円	1/2 (国 1/2)	県又は県知事の要請を受けて病院の開設者が整備、運営する第三次救急医療機関及び第二次救急医療機関

※ 基準単価・基準面積は補助の上限であり、実際の整備単価・整備面積がこれらを下回る場合は、実際の単価・面積に基づいて算定を行います。

※ 補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当課にお問い合わせ下さい。

※ 当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。